

鳴門市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定（以下「指定」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所、生年月日及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績及び鳴門市と共同で空家等対策事業を行った活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 鳴門市税の滞納がないことを証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 申請者が、第9条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと。
- (3) 申請者が、鳴門市暴力団排除条例（令和2年鳴門市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が所属するものでないこと。

(4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 鳴門市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等

(5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切であり、かつ、特定の法人若しくは団体又は個人の利益を誘導するものでないこと。

(6) 申請者が、鳴門市と共同で空家等対策事業を行った実績を有し、支援法人としての業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる者であること。

(7) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(8) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(9) 申請者が、徳島県内に事業所又は営業所を有し、本市内において業務を適正かつ確実に実施できる者であること。

(10) 申請者が、鳴門市税を滞納していないこと。

2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して3年とする。

3 市長は、申請者を支援法人として指定する場合は、空家等管理活用支援法人指定（更新）通知書（様式第2号）により、指定しない場合は、空家等管理活用支援法人不指定（不更新）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（指定の更新）

第4条 支援法人は、前条第1項に掲げる要件を満たしている状況にあつて、引き続き指定を受けようとする場合においては、指定の有効期間の満了の日の1か月前までに指定の更新申請をしなければならない。

2 前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

3 前項の場合において、指定を更新するときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して3年とする。

（名称等の変更）

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 支援法人は、第2条第2項第8号に規定する業務に関する計画書の内容を変更しようとするときは、予め業務変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(業務の廃止)

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第6号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、第3条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第7条 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表並びにその事業年度の翌年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第8条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第9条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が前条の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消通知書（様式第7号）により当該支援法人に通知するとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び指定の取消しを受けた年月日を公示するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和7年5月31日までの間、第3条第1項第4号ウ中「拘禁刑」とあるのは「禁固」と読み替えるものとする。